

近年、被害相談が増えています

HIFU

施術にはリスクがあり、
医師以外による施術は違法です

超音波で皮下組織を高温に加熱するため、施術者が解剖学等の知識を持って、機器の出力や照射方法をあなたに合わせて調整して施術しない場合、皮下の神経や血管等を損傷するおそれがあります

厚生労働省は、HIFUを人体に照射し、細胞に熱凝固を起こさせ得る行為は、医師免許を有しない者が業として行えば医師法に違反する旨の通知を発出しています（令和6年6月7日、医政医発0607第1号）。

なお、エステティック業界の主要団体では、かねてから自主基準によりHIFU施術を禁止していますが、非加盟の店舗でHIFU施術が行われていたと考えられます。

症状の具体例

顔の神経損傷による

麻痺・しびれなど

熱傷

皮膚障害

目の近くの施術で

急性白内障



報告書
(概要版)

本資料は、消費者安全調査委員会が令和5年3月29日に取りまとめた「エステサロン等でのHIFU（ハイフ）による事故」に係る事故等原因調査報告書の内容を基に作成したものです。調査の詳細は、以下のURLからご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_022/

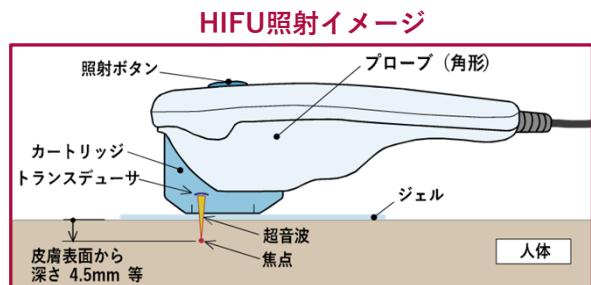


消費者安全課
(令和5年3月作成、令和6年8月改訂)

HIFUとは

High Intensity Focused Ultrasound

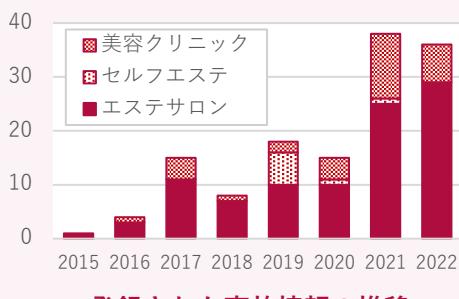
超音波を、レンズで焦点を合わせるように、皮膚表面から数ミリ深い場所に集中して照射することで、その部分を高温に加熱するもの。前立腺がんの治療等に使用される技術。美容で用いられるものは、その技術を転用したもの。



事故情報

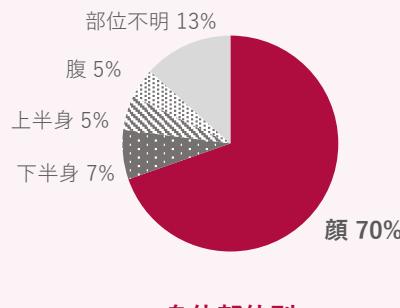
事故情報データバンクには、HIFUによる事故の情報が2022年までに135件登録されています。

近年、特にエステサロンで増加傾向



登録された事故情報の推移

70%が顔での事故



身体部位別

「神経・感覚の障害」は1か月以上の割合が高い

傷病内容	件数	※
神経・感覚の障害	15	(8)
皮膚障害	25	(1)
熱傷	61	(11)
その他	34	(4)
計	135	(24)

※（）は傷病の程度が1か月以上の事故件数

エステサロンにて、施術後に体がだるく睡眠後の夕刻に口が動かず呂律も回らない状態。約2週間はよだれ、咀嚼もうまくできず。右側の口が麻痺。目を閉じることができないことがある。

（40歳代・女性、右顔面神経麻痺）

セルフエステにて、頬に照射した際に唇が痛くなった。3年経つが今でも痺れは残っている。

（30歳代・女性、末梢神経障害）

美容院内で、顔に10分程の施術を受けた。目の上側と下側にもプローブを当てた。施術終了から3~4時間後に左目にもやがかったような違和感があり、翌日明らかに目の中心部がかすんで白くぼやけた。

（40歳代・女性、急性白内障）

※ 事例の内容は、被災者に対して実施したヒアリング調査結果より抜粋

エステサロン等での施術に関する実態調査

機器の照射実験

- 医師のいないエステサロン等でも美容クリニックと同程度の照射出力の高い機器が使用されている
- 機器の故障が把握できていないなど、信頼性の低い機器が使用されている

アンケート調査

- 施術者に対する機器や施術の教育が十分ではない
- 施術の際の利用者への説明が十分ではない
- 利用者がHIFU施術のリスクを認識していない
- 利用者の約1割が施術後に痛みや違和感があった

※ エステサロン11か所、セルフエステ2か所及び美容クリニック3か所において、実際の施術に使用されている機器を調査。

※ エステサロン及びセルフエステ店における利用者1,000人、施術者269人にに対するインターネットアンケート調査。